

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント㈱

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 57
- 道教育庁宗谷教育局告示
- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 57

## 規 則

### 目 次

規 則	ページ
○動物用医薬品等取締規則施行細則の一部を改正する規則…………… (畜産振興課)	45
○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則…………… (水産経営課)	45
<b>訓 令</b>	
○北海道職員服務規程の一部を改正する訓令…………… (人事課)	46
<b>告 示</b>	
○騒音規制法に基づく規制地域等の指定の一部改正…………… (環境保全課)	46
○振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定の一部改正…………… (環境保全課)	46
○悪臭防止法に基づく規制地域等の指定の一部改正…………… (環境保全課)	46
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	46
○土地改良事業の施行の同意…………… (農業施設管理課)	47
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	47
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	47
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	47
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	48
○土地収用法による土地の立入りの通知…………… (建設部総務課)	48
○道路の供用の開始…………… (道路課)	48
○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (道路課)	49
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等…………… (河川課)	49
○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防災害課)	49
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防災害課)	50
○都市計画事業の事業計画の変更の認可…………… (都市環境課)	55
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 (2件) …………… (出納局総務課)	55
<b>公 表</b>	
○水防法による浸水想定区域の指定…………… (河川課)	56
<b>支 庁 告 示</b>	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	56

動物用医薬品等取締規則施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年3月24日  
北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第14号

動物用医薬品等取締規則施行細則の一部を改正する規則  
動物用医薬品等取締規則施行細則(昭和36年北海道規則第65号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第25条第3号」を「第25条第2号」に、「第93条及び第96条」を「及び第94条」に改め、「店舗」の次に「又は営業所」を加える。

第3条を次のように改める。

#### 第3条 削除

第12条中「店舗」を「営業所」に改める。

第13条第1号中「特例販売業」を「法第83条の2の2第1項の規定に基づき許可される店舗販売業」に改める。

#### 附 則

1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日から平成21年5月31日までの間においては、次に掲げる事務は、家畜保健衛生所長に委任する。

(1) 薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号。以下「改正法」という。)附則第19条第1項の規定に基づき行う薬事法(昭和35年法律第145号)第24条第1項の規定による動物用の医薬品の販売業(改正法第1条の規定による改正後の薬事法第83条の2の2第1項の規定に基づき許可される店舗販売業に限る。以下同じ。)の許可の手續に関すること。

(2) 改正法附則第19条第1項の規定に基づき行う薬事法第24条第2項の規定による動物用の医薬品の販売業の許可の更新の手續に関すること。

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年3月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

**北海道規則第15号**

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「年1.1パーセント」を「年1.05パーセント」に、「年0.9パーセント」を「年0.85パーセント」に、「年0.6パーセント」を「年0.7パーセント」に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成20年12月18日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

（「次のように」は、省略し、北海道環境生活部環境局環境保全課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第192号**

昭和63年北海道告示第317号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

次の図（江別市及び東神楽町の地域に係る部分に限る。）を次のように改める。

（「次のように」は、省略し、北海道環境生活部環境局環境保全課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。）

**訓 令**

**北海道訓令第1号**

本 庁  
出 先 機 関

北海道職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道職員服務規程の一部を改正する訓令

北海道職員服務規程（昭和41年北海道訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「10日目」を「7日目」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

**北海道告示第193号**

平成19年北海道告示第225号（悪臭防止法に基づく規制地域等の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1の事項（東神楽町の地域に係る部分に限る。）中次の図を次のように改める。

（「次のように」は、省略し、北海道環境生活部環境局環境保全課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。）

**告 示**

**北海道告示第191号**

昭和63年北海道告示第315号（騒音規制法に基づく規制地域等の指定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

次の図（江別市及び東神楽町の地域に係る部分に限る。）を次のように改める。

**北海道告示第194号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成21年3月25日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年3月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
はたるの里	中山間地域総合整備（農業用排水施設、区画整理、客土、暗きょ排水）	北海道後志支庁
斜里越川	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（区画整理、暗きょ排水、土層改良）	北海道網走支庁
士幌南部	同 〔担い手支援型（単独土層改良）〕（土層改良、暗きょ排水）	北海道十勝支庁

### 北海道告示第195号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成21年3月12日、別海町の行う土地改良（東朝日地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農業用道路））事業の施行に同意した。

平成21年3月24日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道告示第196号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成21年3月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 標津郡標津町字古多糠883の22（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 霧害の防備
- 解除の理由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁産業振興部林務課及び標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第197号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成21年3月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 芦別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 解除の理由 鉱業用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び芦別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第198号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成21年3月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 利尻郡利尻富士町（次の図に示す部分に限る。）
  - 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
  - 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
（ア）主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
（イ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 広尾郡大樹町（次の図に示す部分に限る。）
  - 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
  - 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
（ア）次の森林については、主伐は、択伐による。  
大樹町（次の図に示す部分に限る。）  
（イ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
（ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
（エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 広尾郡大樹町（次の図に示す部分に限る。）
  - 保安林として指定された目的 霧害の防備
  - 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
（ア）主伐に係る伐採種は、定めない。  
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第199号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成21年3月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 札幌市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
  - (ア) 主伐は、択伐による。
  - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 広尾郡広尾町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
  - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 広尾郡広尾町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
  - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課並びに札幌市役所及び広尾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第200号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により、次のとおり土地に立ち入る旨、通知があった。

平成21年3月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 起業者の名称 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 2 事業の種類 北海道新幹線建設工事及び附帯工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域 松前郡福島町字館崎  
上磯郡木古内町字建川、字鶴岡、字新道、字本町、字木古内、字大平、字札苺、字幸連、字橋呉及び字亀川  
北斗市茂辺地、市ノ渡、柳沢、三好、水無、桜袋、添山、押上、大工川、中野、清川、千代田、清水川、開発、白川、稲里、市渡及び村山  
亀田郡七飯町字鶴野、字飯田町、字桜町及び字緑町
- 4 立入期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

北海道告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成21年3月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 小樽定山溪線 北海道小樽土木現業所	小樽市朝里川温泉2丁目687番1地先から 小樽市朝里川温泉2丁目681番11地先まで	平成21. 3.24
道道 寿都黒松内線 北海道小樽土木現業所	寿都郡寿都町字大磯町31番1地先から 寿都郡寿都町字大磯町17番2地先まで	同
	寿都郡黒松内町字歌才14番2地先から 寿都郡黒松内町字歌才17番4地先まで	

道道 仁木赤井川線 北海道小樽土木現業所	余市郡仁木町銀山3丁目491番1地先から 余市郡仁木町銀山3丁目473番地先まで	平成21. 3.24
道道 栄町温泉線 北海道小樽土木現業所	余市郡余市町栄町306番1地先から 余市郡余市町栄町260番2地先まで	同
道道 乙部厚沢部線 北海道函館土木現業所	爾志郡乙部町字緑町254番1地先（一般国道229号交点）から 爾志郡乙部町字緑町275番2地先まで	同
道道 乙部港線 北海道函館土木現業所	爾志郡乙部町字元町127番地先から 爾志郡乙部町字緑町110番2地先まで	同

**北海道告示第202号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により、道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成21年3月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
余市赤井川線 北海道小樽土木現業所	余市郡赤井川村字都163番11地先から余市郡赤井川村字都188番1地先（一般国道393号交点）まで		前	18.00mから 39.00mまで	448.00m	一般国道393号重複 L=8.00m
			後	18.00mから 39.00mまで		
岩内洞爺線 北海道小樽土木現業所	磯谷郡蘭越町字湯里680番18地先から磯谷郡蘭越町字湯里566番4地先まで		前	17.00mから 38.00mまで	839.05m	—
			後	16.50mから 38.00mまで		
奥尻島線 北海道函館土木現業所	奥尻郡奥尻町字米岡523番2地先から奥尻郡奥尻町字米岡524番1地先まで		前	14.69mから 64.81mまで	446.99m	—
			後	14.69mから 74.45mまで		
幸徳大樹停車場線 北海道帯広土木現業所	広尾郡大樹町字大全116番地先（河川敷地）から広尾郡大樹町字尾田218番1地先（河川敷地）まで		前	6.30mから 34.00mまで	143.49m	—
			後	7.20mから 34.00mまで		

**北海道告示第203号**

平成21年3月24日（火曜日）

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年3月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 河川の名称 一級河川石狩川水系長都川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成21年3月24日
- 3 廃川敷地等の位置 (左岸) 千歳市上長都1255番地、同1257番地  
(右岸) 千歳市上長都1250番地、同1253番地、同1254番地、同14番地5、同14番地4
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 6,638.09m<sup>2</sup>

**北海道告示第204号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成21年3月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
母恋南町1丁目2の沢川（I-33-0710）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
室蘭市母恋南町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 2 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
母恋南町1丁目1の沢川（I-33-0720）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
室蘭市母恋南町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 3 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
母恋南町1丁目の沢川（I-33-0730）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
室蘭市母恋南町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
瀬棚本町1（I-2-575-1613）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
久遠郡せたな町瀬棚区本町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
団地の沢川（I-26-0440）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
久遠郡せたな町北檜山区新成（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を関係土木現業所並びに室蘭市役所及びせたな町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第205号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成21年3月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
当別スウェーデンヒルズ1（I-0-297-297）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
石狩郡当別町スウェーデンヒルズ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
当別スウェーデンヒルズ2（I-0-298-298）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
石狩郡当別町スウェーデンヒルズ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
当別スウェーデンヒルズ3（I-0-299-299）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
石狩郡当別町スウェーデンヒルズ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
当別スウェーデンヒルズ4（I-0-300-300）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
石狩郡当別町スウェーデンヒルズ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
当別スウェーデンヒルズ5（I-0-301-301）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
石狩郡当別町スウェーデンヒルズ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
当別スウェーデンヒルズ6（II-0-216-216）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
石狩郡当別町スウェーデンヒルズ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

<p>当別スウェーデンヒルズ7（Ⅱ-0-217-217）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町スウェーデンヒルズ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 当別スウェーデンヒルズ8（Ⅱ-0-218-218）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町スウェーデンヒルズ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 当別スウェーデンヒルズ9（Ⅱ-0-219-219）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町スウェーデンヒルズ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 当別スウェーデンヒルズ10（Ⅱ-0-220-220）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町スウェーデンヒルズ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 当別スウェーデンヒルズ11（Ⅱ-0-221-221）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町獅子内（次の図のとおり）</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 当別スウェーデンヒルズ12（Ⅱ-0-222-222）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町獅子内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 当別スウェーデンヒルズ13（Ⅱ-0-223-223）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町獅子内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 当別スウェーデンヒルズ14（Ⅱ-0-224-224）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町獅子内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 当別スウェーデンヒルズ15（Ⅱ-0-225-225）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町スウェーデンヒルズ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>
--	---

<p>次の図のとおり</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 当別スウェーデンヒルズ16（Ⅱ－0－226－226）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町スウェーデンヒルズ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町スウェーデンヒルズ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>
<p>17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 当別スウェーデンヒルズ17（Ⅱ－0－227－227）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町スウェーデンヒルズ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 当別スウェーデンヒルズ21（Ⅱ－0－231－231）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町スウェーデンヒルズ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>
<p>18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 当別スウェーデンヒルズ18（Ⅱ－0－228－228）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町スウェーデンヒルズ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 当別スウェーデンヒルズ22（Ⅱ－0－232－232）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町スウェーデンヒルズ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>
<p>19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 当別スウェーデンヒルズ19（Ⅱ－0－229－229）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町スウェーデンヒルズ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 当別スウェーデンヒルズ23（Ⅱ－0－233－233）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町スウェーデンヒルズ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>
<p>20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 当別スウェーデンヒルズ20（Ⅱ－0－230－230）</p>	<p>24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 当別スウェーデンヒルズ24（Ⅱ－0－234－234）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町スウェーデンヒルズ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>

<p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 当別スウェーデンヒルズ25 (Ⅱ-0-235-235)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町スウェーデンヒルズ (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 当別スウェーデンヒルズ26 (Ⅱ-0-236-236)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町スウェーデンヒルズ (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 当別スウェーデンヒルズ27 (Ⅲ-0-175-175)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町獅子内 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 当別スウェーデンヒルズ28 (Ⅲ-0-176-176)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町獅子内 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 当別スウェーデンヒルズ29 (Ⅲ-0-177-177)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 石狩郡当別町スウェーデンヒルズ (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上川層雲峡2 (Ⅰ-4-20-2163)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上川郡上川町層雲峡 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上川層雲峡3 (Ⅰ-4-21-2164)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上川郡上川町層雲峡 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上川層雲峡4 (Ⅰ-4-22-2165)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上川郡上川町層雲峡 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上川層雲峡5 (Ⅰ-4-23-2166)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示</p>
---	---

- |   |   |
|---|---|
| <p>上川郡上川町層雲峡（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>上川層雲峡6（I-4-24-2167）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>上川郡上川町層雲峡（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>上川層雲峡7（I-4-25-2168）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>上川郡上川町層雲峡（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>上川層雲峡8（I-4-26-2169）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>上川郡上川町層雲峡（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>上川層雲峡10（I-4-28-2171）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>上川郡上川町層雲峡（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> | <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>上川層雲峡11（I-4-29-2172）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>上川郡上川町層雲峡（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>上川層雲峡12（I-4-30-2173）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>上川郡上川町層雲峡（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>上川層雲峡14（I-4-32-2175）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>上川郡上川町層雲峡（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号<br/>上川層雲峡15（I-4-33-2176）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示<br/>上川郡上川町層雲峡（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類<br/>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり</p> <p>42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p> |
|---|---|

<p>上川層雲峡16（I-4-34-2177）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上川郡上川町層雲峡（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上川層雲峡17（I-4-35-2178）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上川郡上川町層雲峡（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上川層雲峡18（I-4-36-2179）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上川郡上川町層雲峡（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上川層雲峡19（I-4-37-2180）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上川郡上川町層雲峡（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上古丹川（I-26-0100）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町大成区上浦（次の図のとおり）</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 シベツ川（I-26-0190）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町大成区花歌（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 岡田の沢（II-26-0180）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町大成区花歌（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を関係土木現業所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <hr/> <p><b>北海道告示第206号</b> 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。 平成21年3月24日 北海道知事 高橋 はるみ</p> <table border="0"> <tr> <td>1 施行者の名称</td> <td>下川町</td> </tr> <tr> <td>2 都市計画事業の種類及び名称</td> <td>下川都市計画道路事業（3・4・4号中央通）</td> </tr> <tr> <td>3 事業施行期間</td> <td>平成14年6月7日から平成23年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>4 事業地</td> <td>収用の部分 変更なし</td> </tr> </table> <hr/> <p><b>北海道告示第207号</b> 昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指</p>	1 施行者の名称	下川町	2 都市計画事業の種類及び名称	下川都市計画道路事業（3・4・4号中央通）	3 事業施行期間	平成14年6月7日から平成23年3月31日まで	4 事業地	収用の部分 変更なし
1 施行者の名称	下川町								
2 都市計画事業の種類及び名称	下川都市計画道路事業（3・4・4号中央通）								
3 事業施行期間	平成14年6月7日から平成23年3月31日まで								
4 事業地	収用の部分 変更なし								

定)の一部を次のように改正する。

平成21年3月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

2 売りさばき人の項株式会社アイビスの事項を削る。

**北海道告示第208号**

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定)の一部を次のように改正する。

平成21年3月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

2 売りさばき人の項渡島信用金庫の事項中「同 瀬棚支店」を「同 新せたな支店」に改める。

**公 表**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、二級河川尾幌川水系尾幌川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道釧路土木現業所事業部治水課及び事業課に備え置いて閲覧に供する。

平成21年3月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

**支 庁 告 示**

**北海道渡島支庁告示第44号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年3月24日

北海道渡島支庁長 畑 秀 叔

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

デジタル複写機（FAX機能付）の賃貸借 1台 一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契 約 期 間 平成21年5月1日から平成25年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納 入 場 所 北海道渡島保健福祉事務所松前社会福祉事務出張所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付き一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成21年3月24日（火）から同年4月8日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道渡島保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎1階101号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課）

(2) 入 札 日 時 平成21年4月17日（金）午前10時30分（送付による場合は、同年4月16日（木）までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量 デジタル複写機 1台

イ 予定時期 平成21年8月ころ

(2) この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告

平成21年3月3日付け北海道渡島支庁告示第36号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量120グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

すべての入札金額(単価)が、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内である入札(有効な入札に限る。)をした者のうち、入札書記載の入札総価額(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)が最低の価格である者を落札者とする。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道渡島保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課

(2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号  
電話番号 0138-47-9531

11 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured : lease of a copying machine 1 set

B. Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., April 17, 2009

(If mailed, bids must arrive no later than April 16, 2009.)

C. Contact : Social welfare section, Department of Health and Welfare, Oshima Health and Welfare Office, Hokkaido Government 16-Gou, 6-Ban, 4-Chome, Mihara, Hakodate,

Hokkaido, 041-8558 Japan.

Phone : 0138-47-9531

北海道十勝支庁告示第41号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年3月24日

北海道十勝支庁長 岡本光昭

1 落札に係る物品等の名称及び数量

複写機等の賃貸借 1台(1月当たりの単価)

2 落札を決定した日

平成21年3月10日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 富士ゼロックス北海道株式会社

(2) 住所 札幌市中央区大通西10丁目4番地133

4 落札金額

月額賃貸借料 5,000円

1枚から5,000枚まで 1枚当たり 1.19円

5,001枚から10,000枚まで 1枚当たり 1.19円

10,001枚以上 1枚当たり 1.19円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成21年1月27日付け北海道十勝支庁告示第3号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道帯広土木現業所企画総務部建設指導課

(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地

道教育庁宗谷教育局告示

北海道教育庁宗谷教育局告示第13号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年3月24日

北海道教育庁宗谷教育局長 伊藤文明

## 1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）

ア パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 80台（普通科高等学校）

イ パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 42台（職業科高等学校）

(2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契約期間

ア 平成21年6月1日から平成27年5月29日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

イ 平成21年6月1日から平成26年5月30日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納入期日 平成21年6月1日

(5) 納入場所

ア 北海道枝幸高等学校及び北海道豊富高等学校

イ 北海道稚内高等学校

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

## 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成21年3月24日から4月17日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 097-8639 稚内市末広4丁目2番27号  
北海道教育庁宗谷教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

## 4 契約条項を示す場所

北海道教育庁宗谷教育局企画総務課

## 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷合同庁舎4階5号会議室（送付による場合は、郵便番号 097-8639 北海道教育庁宗谷教育局企画総務課）

(2) 入札日時

ア 平成21年5月7日 午前10時30分

イ 平成21年5月7日 午前11時

（送付による場合は、平成21年5月1日までに必着のこと。）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

## 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

## 7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、電子メールによる交付を希望するものは、その旨を北海道教育庁宗谷教育局企画総務課（メールアドレス [soyakyu.somu1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:soyakyu.somu1@pref.hokkaido.lg.jp)）に申し込むこと。

## 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

## 9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となったものは、落札後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者

であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁宗谷教育局企画総務課  
イ 所 在 地 郵便番号 097-8639 稚内市末広4丁目2番27号  
電話番号 0162-33-3738

10 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

- a. Personal Computer 80 1 set
- b. Personal Computer 42 1 set

B. Bidding date and time :

- a. 10:30 A.M. May 7, 2009
- b. 11:00 A.M. May 7, 2009

(If mailed, bids must arrive no later than May 1, 2009.)

C. Contact :

Accounting Division, General Affairs Department, Souya District Bureau of Education,  
Hokkaido Office of Education, 4-2-27, Suehiro Wakkanai, Hokkaido, 097-8639, Japan  
Phone : 0162-33-3738

---

